

25. 一部請求後の残部請求(1)—明示された場合～最判 平 10.6.12 【百選 80】

【論述例】

1 XとYとの間の前訴において、Xは、12億円の報酬請求権を取得したと主張して、うち1億円の支払を求めたが、各請求を棄却する旨の判決が確定した。にもかかわらず、Xは、前訴の判決確定後、本訴を提起し、報酬請求権のうち前訴で請求した1億円を除く残額が2億9830万円であると主張してその支払を求めた。となると、本訴請求は、前訴「確定判決」の「既判力」(114条1項)に抵触し、棄却されるのではないか。

(1) 「既判力」とは、確定判決の判断内容に与えられる通用性ないし拘束力をいい、これと矛盾抵触する後訴裁判所の判断を禁止する効力（積極的効力）と、これに反する後訴当事者の主張を排斥するという遮断効（消極的効力）とがある。

ここで、114条1項によれば、「確定判決は、主文に包含するものに限り、既判力を有する」のである、「既判力」は主文に包含される訴訟物とされた法律関係の存否に関する判断の結論そのもののみについて生ずる。「既判力」を生ずべき場合、その範囲等を不明確ならしめることは許されないからである。なお、民事訴訟は実体法上の権利関係の存否を判断するものであることや、当事者の攻撃防御の目標及び裁判所の審判の対象は明確である必要があることに鑑み、訴訟物は実体法上の請求権を識別基準とし、一個の実体法上の請求権ごとに一個の訴訟物を認めるべきである（旧訴訟物理論）。

(2) そこで、一個の債権の一部についてのみ判決を求める旨を明示して訴えが提起された場合の訴訟物の範囲が問題となる。

訴外では債権の分割行使をなし得る以上、訴訟上も同様に債権の一部行使をすることを認めるべきである。また、試験訴訟の途を開く必要があるから、残部請求を認める必要もある。しかし、これを全面的に肯定すると、全部請求だと考えた被告にとって、不意打ちの危険があることは否めない。また、原告によって債権を細かく分割行使することなどによる訴権の濫用のおそれがある。そこで、一個の債権の一部についてのみ判決を求める旨を明示して訴えが提起された場合は、訴訟物となるのは当該債権の一部の存否のみであって、全部の存否ではなく、したがって当該一部の請求についての確定判決の「既判力」は、残部には及ばないと解するのが相当である。

(3) よって、本訴請求が前訴「確定判決」の「既判力」に抵触することはない。

2 もっとも、一個の金銭債権の数量的一部請求は、当該債権が存在しその額は一定額を下回らないことを主張してその額の限度でこれを請求するものであり、債権の特定の一部を請求するものではないから、このような請求の当否を判断するためには、おのずから債権の全部

について審理判断することが必要になる。すなわち、裁判所は、当該債権の全部について当事者の主張する発生、消滅の原因事実の存否を判断し、債権の一部の消滅が認められるときは債権の総額からこれを控除して口頭弁論終結時における債権の現存額を確定し、現存額が一部請求の額以上であるときは請求を認容し、現存額が請求額に満たないときは現存額の限度でこれを認容し、債権が全く現存しないときは請求を棄却するのであって、当事者双方の主張立証の範囲、程度も、通常は債権の全部が請求されている場合と変わることろはない。数量的一部請求を全部又は一部棄却する旨の判決は、このように債権の全部について行われた審理の結果に基づいて、当該債権が全く現存しないか又は一部として請求された額に満たない額しか現存しないとの判断を示すものであって、言い換えれば、後に残部として請求する部分が存在しないとの判断を示すものにほかならない。したがって、当該判決が確定した後に原告が残部請求の訴えを提起することは、実質的には前訴で認められなかった請求及び主張を蒸し返すものであり、前訴の確定判決によって当該債権の全部について紛争が解決されたとの被告の合理的期待に反し、被告に二重の応訴の負担を強いるものというべきである。

以上の点に照らすと、金銭債権の数量的一部請求訴訟で敗訴した原告が残部請求の訴えを提起することは、特段の事情がない限り、信義則（2条）に反して許されないと解するのが相当である。なお、特段の事情とは、一部請求訴訟における審理の範囲が必ずしも債権全部に及ばなかつたような事情をいう。

そして、かかる特段の事情は認められない本件においては、本訴の提起は、訴訟上の信義則に反して許されず、したがって、本訴を不適法として却下すべきである。

注1) 論述例1(1)第2段落第1文及び第2文については最判昭30.12.1、同(2)第2段落第5文については最判昭37.8.10、同2第2段落第2文については山下郁夫・最判解民事篇平成10年度(下)617頁を参照。

なお、山下・前掲書617頁は、「どのような場合に『特段の事情』ありとされるかについては、……例えば、損害賠償請求で予想しがたい後遺症等による損害が後に生じた場合や、原告が損害の一部についてのみ主張立証したため、棄却判決を受けた場合……などが問題となると思われる」と述べている。

注2) 論述例1に関連して、最判昭32.6.7【百選81】は、「本来可分給付の性質を有する金銭債務の債務者が数人ある場合、その債務が分割債務かまたは連帶債務かは、もとより二者択一の関係にあるが、債権者が数人の債務者に対して金銭債務の履行を訴求する場合、連帶債務たる事実関係を何ら主張しないときは、これを分割債務の主張と解すべきである。そして、債権者が分割債務を主張して一旦確定判決をえたときは、更に別訴をもって同一

債権関係につきこれを連帶債務である旨主張することは、前訴判決の既判力に抵触し、許されないところとしなければならない」と判示しており、一部請求である旨を明示しない（即ち默示の）一部請求の場合には残部請求は許されない、という判例法理として理解されている（松下淳一・百選 171 頁）。

注3）本判決に関連して、一部請求につき、相殺、弁済、免除等の債権の一部消滅の抗弁が提出され、これが理由ありとされるときに、債権の全体から消滅した額を引いて認容額を決定すべきか（外側説）、当該訴訟において請求されている部分から引いて認容額を決定すべきか（内側説）、当該訴訟において請求されている部分と請求されていない部分に案分して差し引いて認容額を決定すべきか（案分説）という問題が生ずる（水上敏・最判解民事篇平成6年度 577 頁）。

この問題について、最判昭 48.4.5【百選 74】は、「一個の損害賠償請求権のうちの一部が訴訟上請求されている場合に、過失相殺をするにあたっては、損害の全額から過失割合による減額をし、その残額が請求額をこえないときは右残額を認容し、残額が請求額をこえるときは請求の全額を認容することができるものと解すべきである。このように解することが一部請求をする当事者の通常の意思にもそうものというべきであって、所論のように、請求額を基礎とし、これから過失割合による減額をした残額のみを認容すべきものと解するのは、相当でない」と判示しており、外側説によるべきとした（水上・前掲書 579 頁乃至 580 頁）。また、最判平 6.11.22【百選 113】も、「特定の金銭債権のうちの一部が訴訟上請求されているいわゆる一部請求の事件において、被告から相殺の抗弁が提出されそれが理由がある場合には、まず、当該債権の総額を確定し、その額から自働債権の額を控除した残存額を算定した上、原告の請求に係る一部請求の額が残存額の範囲内であるときはそのまま認容し、残存額を超えるときはその残存額の限度でこれを認容すべきである」けだし、一部請求は、特定の金銭債権について、その数量的な一部を少なくともその範囲においては請求権が現存するとして請求するものであるので、右債権の総額が何らかの理由で減少している場合に、債権の総額からではなく、一部請求の額から減少額の全額又は債権総額に対する一部請求の額の割合で案分した額を控除して認容額を決することは、一部請求を認める趣旨に反するからである」と判示しており、外側説によることを明らかにした（水上・前掲書 578 頁）。

その理由について、水上・前掲書 579 頁は、「原告は、金銭債権など数量的に可分な特定の債権のうち、口頭弁論終結時において存在する数量的な一部を、少なくともその額は認容されることを期待して請求するものであって、一部請求を許容するということは、原告が右のような意思（期待）に基いて一個の債権の数量（額）的に可分な一部を訴求することを許すことにはかならない。」「そうすると、外側説によるのでなければ……、一部請求

をする原告の右の意思（期待）にそうことにはならない。」「外側説によらない場合は、被告が弁済、相殺等の抗弁を提出した場合には、原告にそれに応じて請求を拡張することを余儀なくさせるし、請求の拡張をしないまま被告の抗弁が認められて、請求が（一部）棄却された場合には、原告が残額を請求することも有り得、かえって、全体としての紛争の解決に適さない」と述べている。